

# 納税だより

発行者 平成29年1月  
 千葉南税務署 (043) 261-5571  
 市原県税事務所 (0436) 22-2171  
 市原市役所 (0436) 22-1111

## 申告と納税の期限

税目	申告期限	納付期限	申告書提出先
所得税等・贈与税	3月15日(水)	3月15日(水)	税務署
個人消費税	3月31日(金)	3月31日(金)	税務署
個人事業税	3月15日(水)	1期:8月31日(木)・2期:11月30日(木)	県税事務所
個人市民税・県民税	3月15日(水)	普通徴収(年4回)(6月・8月・10月・翌年1月の末日)	市役所

- ◎ 税務署に所得税等の確定申告書を提出された方は、個人事業税及び個人市民税・県民税の申告の必要はありません。
- ◎ 所得税等、個人消費税、個人事業税及び個人市民税・県民税は、振替納税がご利用いただけます(ご利用されない方は、金融機関等において、各税の納付期限までに納税が必要となります。)
- ◎ 申告期限、納付期限を過ぎますと加算税や延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 本紙面において「所得税及び復興特別所得税」を「所得税等」、「個人事業者の消費税及び地方消費税」を「個人消費税」と記載しています。

## 税務署での確定申告相談について

- ◎ 所得税等・贈与税及び個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

期間	平成29年2月10日(金)から 3月15日(水)まで(土・日及び祝日を除く。) ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は開設します。
場所	千葉南税務署 千葉市中央区蘇我5-9-1
時間	【受付】 8:30から(提出は17:00まで) 【相談】 9:00から17:00まで

- ◎ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。
- ◎ 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください。
- ◎ 上記期間以外、申告書作成会場はありません。

### お車での来署はご遠慮ください

2月1日(水)から3月15日(水)まで、税務署の駐車場は使用できません。また、税務署の近隣にも駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

なお、上記期間以外も、駐車台数に制限がありますので、お車での来署はご遠慮いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

# 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

平成 28 年分以降の所得税等の確定申告書には、

## マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



## 本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

が必要になります。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード  
例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」  
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。

## 申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

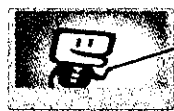
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。

当コーナーでは、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e-Tax でご利用いただけます。



国税庁ホームページの **確定申告** **検索** click

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

**「確定申告書等作成コーナー」**  
で「申告書」が作成できます！



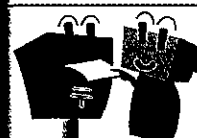
「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成すれば

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
- 事前に申告書用紙を準備する必要なし！
- 税制改正にも対応！

インターネットで送信！



**e-Tax**  
国税電子申告・納税システム  
e-Taxなら  
こんなにいいこと  
①作成コーナーから電子申告  
②届付書類の提出省略  
③送付がスピーディ



**書面提出**

申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出できます。

## 申告はお早めに便利な郵送等

- ◎ 郵送等で提出される方は、送付する封筒等に、ご自分の住所・氏名を記載してください。また、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えにも提出用と同様に必要事項をボールペン等で記載の上、切手等を貼った返信用封筒を同封し、提出用と併せて送付してください。
- ◎ 税務上の申告書や申請書・届出書は、郵便法上「信書」に該当しますので、信書便取扱可能な郵送又は信書便で送付願います。

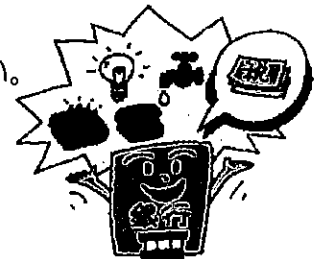


なお、上記以外の方法（各種小包・宅配便等）で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますので、ご注意ください。

《 送付先 》 〒260-8688 千葉市中央区蘇我5-9-1 千葉南税務署

## 納税は便利な口座振替で！

- ◎ 所得税等、個人消費税の納税には、便利な口座振替をご利用ください。新規に利用される場合には「預貯金口座振替依頼書」を提出する必要があります。お申込方法など詳しくは、税務署又は各金融機関等へお尋ねください。
- ◎ 平成28年分確定申告の口座振替日は、次のとおりです。



所得税等 平成29年4月20日(木)

個人消費税 平成29年4月25日(火)

- ※ 振替日の前日までに、あらかじめ預貯金口座の残高をご確認ください。振替日に引き落としができない場合には、納付期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。
- ※ すでに口座振替をご利用いただいている方は、金融機関の変更及び転居等による所轄税務署の変更がない限り、改めて手続きする必要はありません。
- ※ 一部 ご利用にならない金融機関があります。

## 還付金の受取りは口座振込みで！

- ◎ 還付金の受取りは、安全な預貯金口座への振込みをご利用ください。還付金の振込先の記入に当たっては、通帳等を確認し確実に記載してください。
- ※ 記載内容に誤りがあると振込不能となり、再手続きにかなりの期間を要しますので、ご注意ください。

**ご注意を！！**

口座振替及び還付金の受取口座は、申告者本人の名義に限ります。

## 財産債務調書及び国外財産調書の提出について

- ◎ 所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成28年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、平成28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を3月15日（水）までに提出する必要があります。
- ◎ 平成28年12月31日時点でその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する方は、「国外財産調書」を3月15日（水）までに提出する必要があります。

## 市原県税事務所からのお知らせ

### 個人事業税について

- ◎ 事業所得等の金額が290万円を超える方は、個人事業税（県税）が課税されます。

## 市役所での申告書作成相談のお知らせ

- ◎ 所得税等及び個人市民税・県民税の申告書の申告書作成会場を次のとおり開設します（下記期間中は、市民税課窓口での相談は行いませんのでご注意ください。）。

会 場	期 間	作 成 相 談 の 対 象	受 付 時 間
市原市役所 (3階会議室)	2月16日(木)から 2月28日(火)まで ※土・日を除く	《所得税等》 「給与所得者及び年金受給者」 《個人市民税・県民税》	9:00~15:00

- ◎ 「税理士による無料申告相談」との合同開催となります。
- ◎ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある方並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、税務署の相談会場をご利用ください。
- ◎ 医療費の領収書等については、あらかじめ、集計等を行ってからご来場ください。
- ◎ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。
- ◎ 国税に関する申告書等の提出のみの受付は行いませんので、所得税等の確定申告書及び添付書類等は、直接税務署へ提出（郵送可）してください。
- ◎ 確定申告書等のご本人「控え」に受付印の押印が必要ない方は、申告書作成会場の開設時間中に設置する「申告書等提出箱（ポスト）」をご利用ください。受付印の押印が必要な方は、直接税務署へ提出（郵送可）してください。

## 税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

- ◎ 申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」を実施しますので、ご利用ください。

開 催 日	会 場	所 在 地	受 付 時 間
2月7日(火) ～2月8日(水)	姉崎保健福祉センター (アネッサ)	市原市椎津1131	9:00~12:00 13:00~15:30 (相談開始 9:30)

- ◎ 会場内に税務署の受付印はありませんので、申告書等の提出のみの受付は行いません。所得税等の確定申告書及び添付書類等の提出のみの方は、直接税務署へ提出（郵送可）してください。
- ◎ 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある方及び住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は税務署の相談会場をご利用ください。
- ◎ 事業所得や不動産所得などのある方は、青色申告決算書または収支内訳書を事前に作成してお持ちください。
- ◎ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。